



## 第5回 権利主体と特許取得手続

# 技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ)

の活動から学ぶ・・・

遠山 勉

# 【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像
- 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回 特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的制度
- 第9回 著作権法の基礎知識
- 第10回 カラオケ法理
- 第11回 ライセンス契約による知的財産管理
- 第12回 営業秘密の法的保護
- 第13回 職務として知的財産を開発する際の法規制
- 第14回 知的財産戦略、著作権法2009年改正
- 第15回 ウェブサイト開設に伴う問題

# 権利主体と特許取得手続(第5回)

- 特許を受ける権利(発明者に帰属)
- 共同発明の注意点
- 職務発明の問題(第13回の講義)
- 出願手続き
- 特許明細書の意義
- 権利化のメリットとデメリット
- 知財リスクの予見
- 先願主義
- 米国も2013年3月16日から先発明主義から先願主義へ移行
- [http://www.jipa.or.jp/jyohou\\_hasin/aia/aia\\_third.pdf](http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/aia/aia_third.pdf)

# Apple/Steve Jobs の技術開発 を振り返り特許出願戦略を俯瞰する

- 1975 ウォズ Apple I のプロトタイプ
- 1976 Appleコンピュータ社設立
- 1977 Apple II
- 1979 バロアルト研究所でAltoを見る
- 1980 Apple III
- 1983 Lisa
- 1984 Lisa 2, Machintosh
- 1985 Jobs退社,Next設立
- 1986 ピクサーを買収
- 1995 ディズニーと契約/トイ・ストーリーで成功
- 1996 Apple社Next買収し、Jobs復帰
- 1998 初代iMac
- 2001 iTunes(1月), iPod(12月)
- 2003 iTunes Music Store, iTunes for Windows
- 2007 iPhone
- 2010 iPad
- 2011,10,05 Jobs 永眠

# Jobs の方針と知財

---

知的財産に共通したもの



[http://ja.wikipedia.org/wiki/Think\\_different](http://ja.wikipedia.org/wiki/Think_different)

# 偉大な芸術家は盗む・ピカソ



クラナツハ(息子)婦人像



ピカソ・クラナツハによる婦人像

高階 秀爾 ピカソ 剽窃の論理 (ちくま学芸文庫) p100

©2013 Tsutomu TOYAMA All Rights Reserved

# 時代の流れを俯瞰する

## 音楽入手経路の変遷

音楽情報源	音楽メディア		音楽入手経路	特長・聴く場所
音楽ソフト制作会社	EP		レコード店で購入	オーディオルーム レコード喫茶
	LP			
放送会社		(カセット) テープ	エアチェック ダビング	オーディオルーム 野外・編集
インターネット				
レンタルCD店	CD		レコード店で購入	オーディオルーム
個人		MD	CDからのコピー	オーディオルーム 野外・編集
		iPod等デジタル・オーディオ・プレーヤー	iTunes Store からダウンロード CDからコピー	ストレージ (収納庫) 野外・編集
		NW・Audio	インターネット・CD	オーディオルーム
芸能プロダクション			コンサート	コンサートホール

# Visionの策定

---

PCがデジタル・ハブになる

クラウドがデジタル・ハブになる

人間の行動様式を見ていた



# ニーズの把握

---

- We love music
- A part of everyone's life
- Large target market
- No market Leader in the Digital music
- No recipe

参照: Steve Jobs' Best Video Moments on Stage (1/3)

[http://www.youtube.com/watch?](http://www.youtube.com/watch?v=uvsuAZFem88&feature=share&list=FL5PSurtMPFusbh73gogsp3A)

[v=uvsuAZFem88&feature=share&list=FL5PSurtMPFusbh73gogsp3A](http://www.youtube.com/watch?v=uvsuAZFem88&feature=share&list=FL5PSurtMPFusbh73gogsp3A)

# Jobsの気づき

- 2000年には、CDからコンピュータにリッピングしたり、あるいはナップスターのようなファイル交換サービスからダウンロードなどして、プレイリストを空白ディスクに焼くのが大流行する。この年、人口2億8100万人の米国で3億2000万枚もの空白CDが売れた。(スティーブ・ジョブズ講談社)
- 音楽管理ソフトは他社から出ていたが、いずれも不格好で複雑だった。
- 元アップルのビル・キンケイドとその友人、ジェフ・ロビンとデイブ・ヘラーが、MP3プレーヤー「リオ」をマック対応にするために「サウンド・ジャム」を作る・・・アップルに買収される

# 全体ビジネスの設計と具体化

---

## 音楽を楽しむレシピの提供

- 根底に音楽のコピーが伴うことを見抜く。
- そのための人の行動様式を予測
- 具体的商品・サービスにブレークダウン
- 最適なタイミングで提供

# iPodの特徴点

## Recipe for Portable music

Player	Price	Songs	\$/Song
CD	\$75	15	\$5
Flash	\$150	15	\$10
Mp3 CD	\$150	150	\$1
Hard Drive	\$300	1000	\$0.30

## iPod

By Apple Design  
Remarkable Job

Mp3 music player  
CD-quality music  
MP3, MP3VBR, WAV,AIFF  
Music Library (1000songs)  
Fire Wire ◦ ◦ First(30times)  
10 hours battery  
Ultra-Portable

[参照: Steve Jobs' Best Video Moments on Stage \(1/3\)](http://www.youtube.com/watch?v=uvsuAZFem88&feature=share&list=FL5PSurtMPFusbh73gogsp3A)

<http://www.youtube.com/watch?v=uvsuAZFem88&feature=share&list=FL5PSurtMPFusbh73gogsp3A>

©2013 Tsutomu TOYAMA

# 知財経営戦略を考える

---

- ビジネス設計
- 商品やサービスの企画・設計
- タイミング
- プロモーション戦略
- 知財戦略

# iPodの特許性

デジタル・オーディオ・プレーヤの攻防ソニー対アップル

メモリースティックウォークマン  
『NW-MS7』

1999年 9月 22日発表



著作権保護技術  
「OpenMG」  
対応ソフト同梱

音楽配信サービス  
(Bitmusic) 1999  
年12月1日開始

<http://ascii.jp/elem/000/000/305/305301/>

<http://www.sony.jp/CorporateCruise/Press/199909/99-0922B/>

## iTunes

2001年1月無料配布

## iPod

2001年10月  
23日発表

iTunes Music  
Store

2003年4月

iTunes Store  
に改名

2006年9月12日



<http://ja.wikipedia.org/wiki/iPod>

# Jobsの戦略 iTunesの無料配布

ビジョン(将来予測): パソコンがデジタルハブになる

音楽管理ソフト  
iTunes to go

ソフト配信用に変身  
サプライチェーン確立



受け手用から  
送り手用に



人は音楽をコピー  
したがる

音楽・映画・電子書籍  
アプリの配信

# iPod の新規性

## どこの部分が新しいのか

- デジタル・オーディオ・プレーヤとして？
- 外観デザイン？・・・特許でなく意匠
- ユーザー・インターフェイス？
- メニューの選択方法？
- 各種機能？
  - Mp3 music player
  - CD-quality music
  - MP3, MP3VBR, WAV,AIFF
  - Music Library (1000songs)
  - Fire Wire・・・First(30times)
  - 10 hours battery
  - Ultra-Portable



# ソフトウェア関連発明と産業上利用可能性 なしとされることが多い

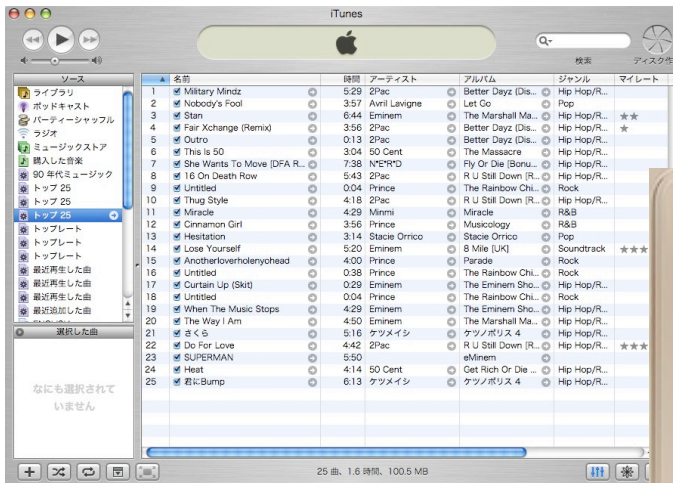
- ソフトウェア関連発明は産業上利用可能性なしとされることが多い
- ☆「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」ことが必要
- 「ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段」によって、
- 「使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現する」ことにより、
- 「使用目的に応じた**特有**の情報処理装置(機械)又はその動作方法が構築されること」

# iPodの特徴点と進歩性

PC 音楽管理ソフト

iTunes

クラウド 音楽配信



Mp3 music player  
CD-quality music  
MP3, MP3VBR, WAV,AIFF  
Music Library (1000songs)  
Fire Wire • First(30times)  
10 hours battery  
Ultra-Portable

<http://ja.wikipedia.org/wiki/IPod>

# iPodの米国特許

U.S. Patent Jan. 21, 2003 Sheet 2 of 5 US D469,109 S

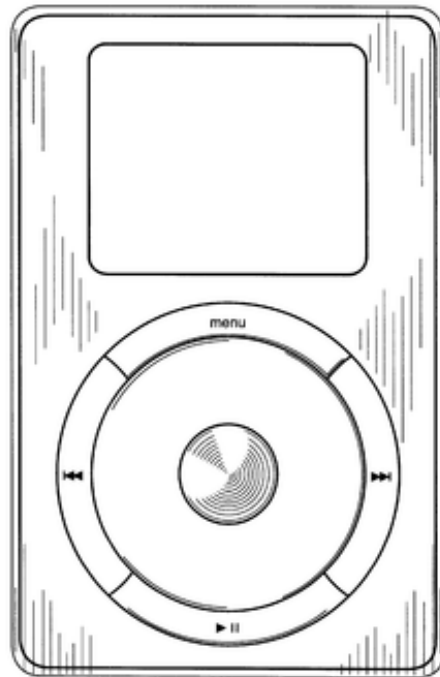


FIG. 2

USD469,109 Filed October 22, 2001

U.S. Patent Jan. 23, 2007 Sheet 1 of 9 US 7,166,791 B2

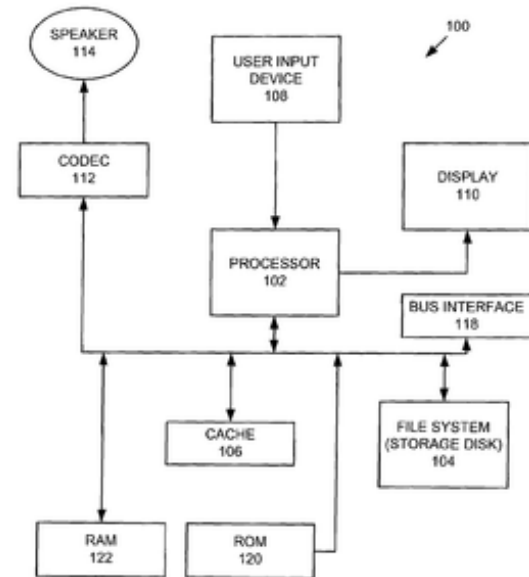


Fig. 1

USP 7,166,791 Filed October 28, 2002

# iPod 日本特許第4672757号

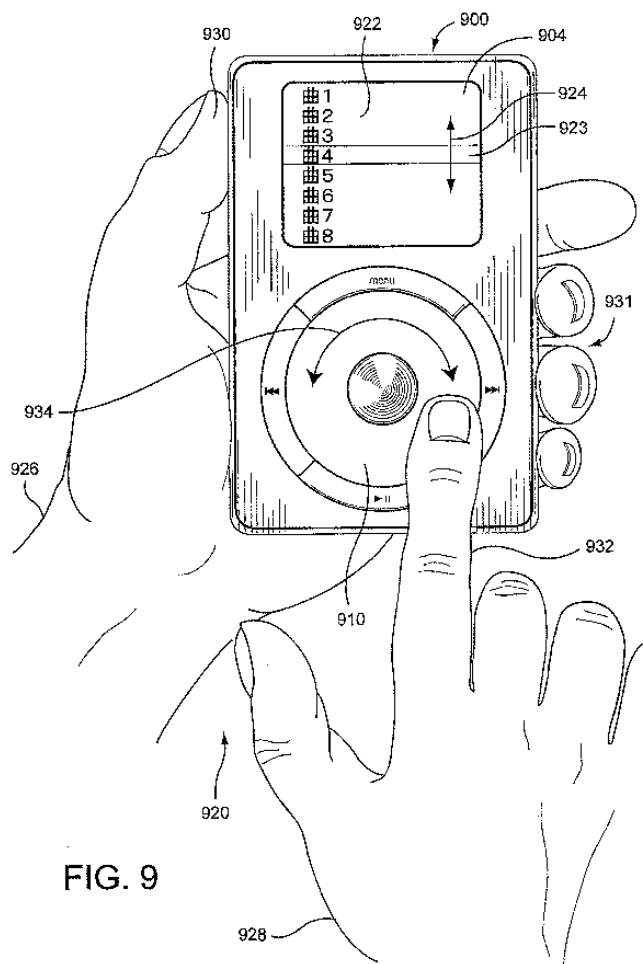


FIG. 9

【出願番号】特願2008-179261 (P2008-179261)

【出願日】平成20年7月9日 (2008. 7. 9)

【分割の表示】特願2003-538879 (P2003-538879) の分割

【原出願日】平成14年10月16日 (2002. 10. 16)

【公開番号】特開2008-262595 (P2008-262595A)

【公開日】平成20年10月30日 (2008. 10. 30)

【審査請求日】平成20年8月8日 (2008. 8. 8)

【優先権主張番号】60/346, 237

【優先日】平成13年10月22日 (2001. 10. 22)

【優先権主張国】米国 (US)

他以下の3件を同時に優先権主張

【優先権主張番号】60/359, 551

【優先権主張番号】60/387, 692

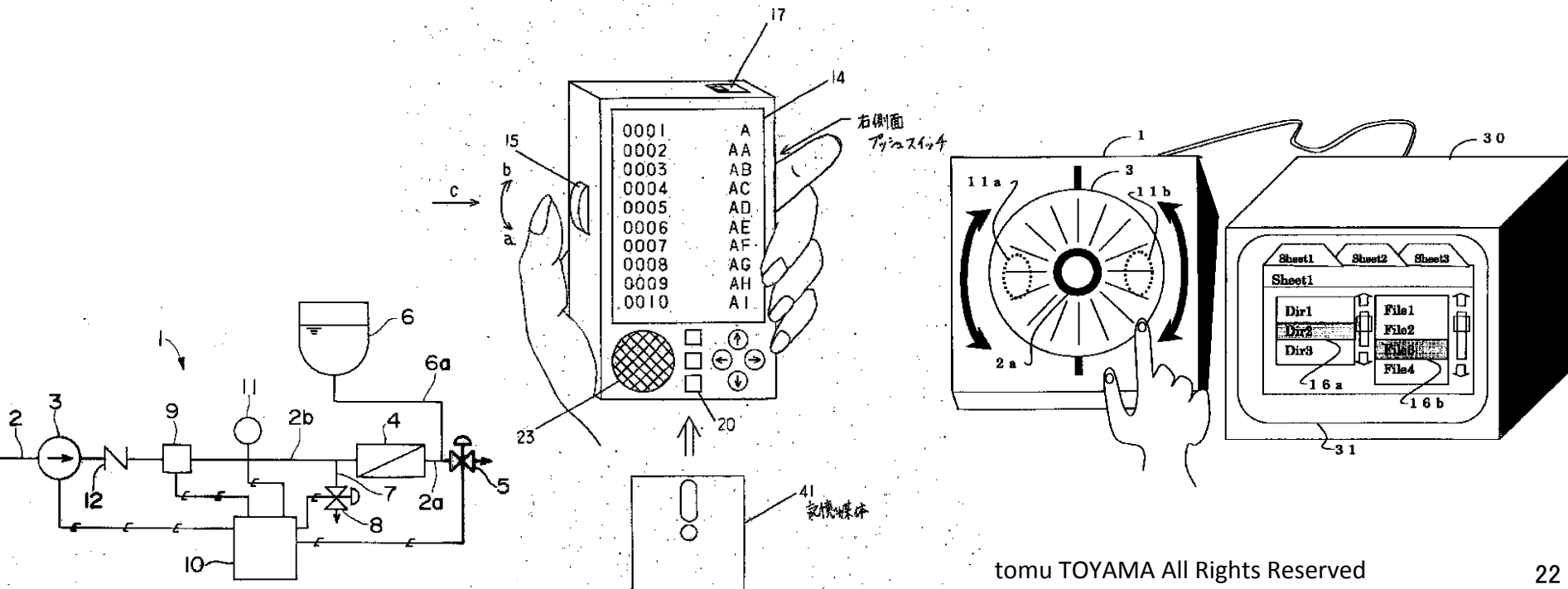
【優先権主張番号】10/256, 716

# iPod 日本特許第4672757号

【請求項1】携帯メディアプレーヤーであって、  
複数のメディアアイテムのそれぞれについてのメディア内容を記憶する記憶デバイスと、  
前記メディアアイテムの一部を一度に表示する表示スクリーンと、  
前記携帯メディアプレーヤーのユーザによる回転アクションを通じて入力ができるように構成され、かつ、前記ユーザが前記回転アクションによって前記メディアアイテムのリストを少なくともスクロールすることができるように構成されたホイールを有するユーザ入力デバイスと、  
前記ホイールの動きのレート(rate)を示す信号を得るために構成された回転検出部と、前記記憶デバイス、前記ユーザ入力デバイス、及び前記回転検出部に動作可能に結合されたプロセッサであって、前記表示スクリーンに表示されたメディアアイテムに対応する回転レートを前記ホイールの動きのレートに基づいて決定するように、かつ、表示されるべきメディアアイテムのリストの次の部分を前記ホイールの動きのレートに基づいて決定するように構成され、その結果、前記ホイールの動きのレートの増大に比例して前記リスト内のメディアアイテムを表示するためのスクロール速度が増加するように処理する当該プロセッサとを備え、  
前記回転検出部からの信号により、前記ホイールの動きのレートがしきい値として定めた速度に到達していないと判断される場合、前記プロセッサは前記メディアアイテムのリストをスクロールさせるための加速度をゼロに設定し、前記表示スクリーン上で前記メディアアイテムのリストをスクロールさせず、  
前記回転検出部からの信号により、前記ホイールの動きのレートが前記しきい値として定めた速度を超えたと判断される場合、前記プロセッサは前記メディアアイテムのリストをスクロールさせるための加速度を前記ホイールの動きのレートに応じて設定し、前記表示スクリーン上で前記メディアアイテムのリストを前記加速度に比例してスクロールし、  
前記プロセッサは、前記回転検出部から得られる最新の信号が、前記加速度を最後に変更した時から一定の時間を経過した後のものであるかを決定し、前記一定の時間を経過した後の場合は、前記メディアアイテムのリストをスクロールさせるための加速度を最新のホイールの動きのレートに基づき設定するために、前記最後に変更した加速度でスクロールさせないように処理する、携帯メディアプレーヤー。

# 特許第4672757号の先行技術

出願番号	特願平09-178260	特願平10-089535	特願2000-030996
公開番号	特開平11-019486	特開平11-272378	特開2001-184158
特許番号	特許3623076	拒絶査定	特許4222704



# 知財リスク

## Apple vs Creative

- Creativeに1億ドル支払いで和解
- CreativeのZEN特許：米国特許6,928,433

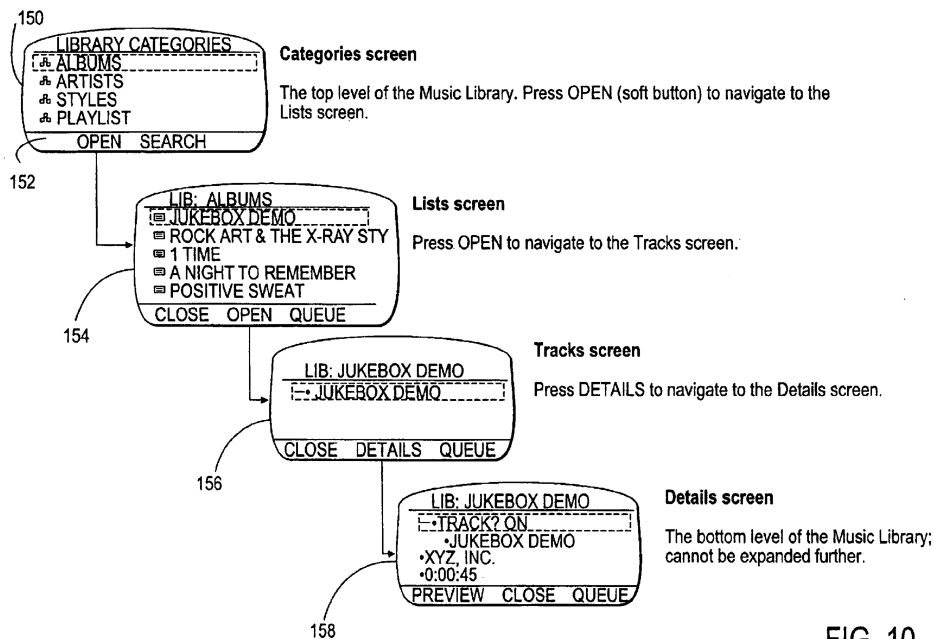
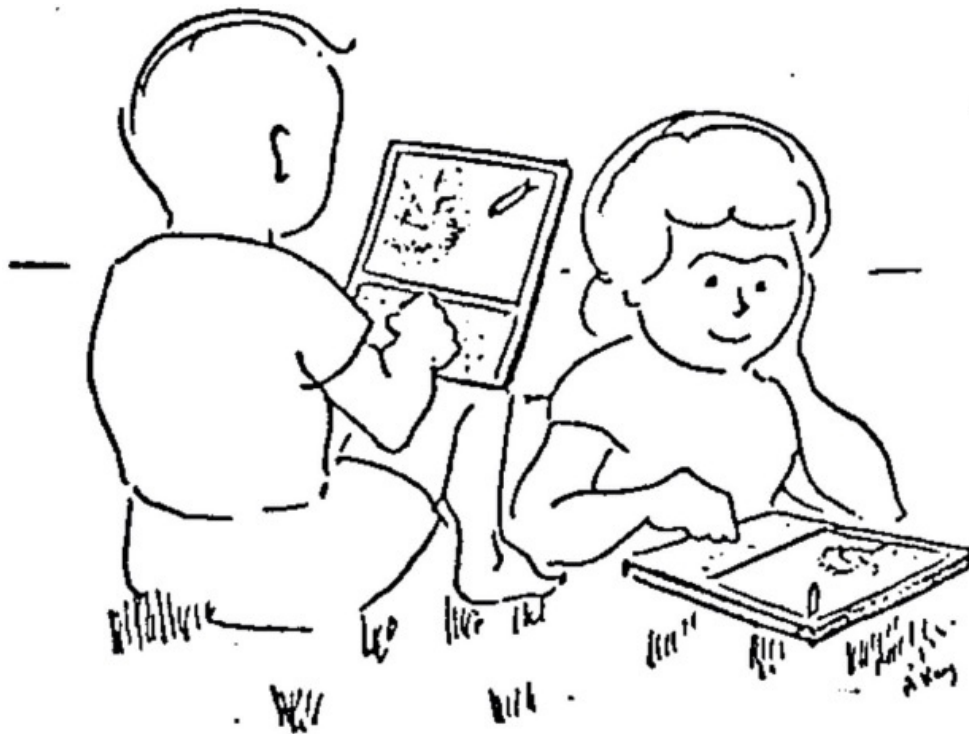


FIG. 10

What is claimed is:

1. A method of selecting at least one track from a plurality of tracks stored in a computer-readable medium of a portable media player configured to present sequentially a first, second, and third display screen on the display of the media player, the plurality of tracks accessed according to a hierarchy, the hierarchy having a plurality of categories, subcategories, and items respectively in a first, second, and third level of the hierarchy, the method comprising: selecting a category in the first display screen of the portable media player; displaying the subcategories belonging to the selected category in a listing presented in the second display screen; selecting a subcategory in the second display screen; displaying the items belonging to the selected subcategory in a listing presented in the third display screen; and accessing at least one track based on a selection made in one of the display screens.

# iPod から iPadへ連続イノベーション Alan C. Kay の ダイナブック



ダイナミックメディア(メタメディア)機能を備えた「本」のようなデバイスという意味で、ケイが1972年に著わした「A Personal Computer for Children of All Ages」に登場する。

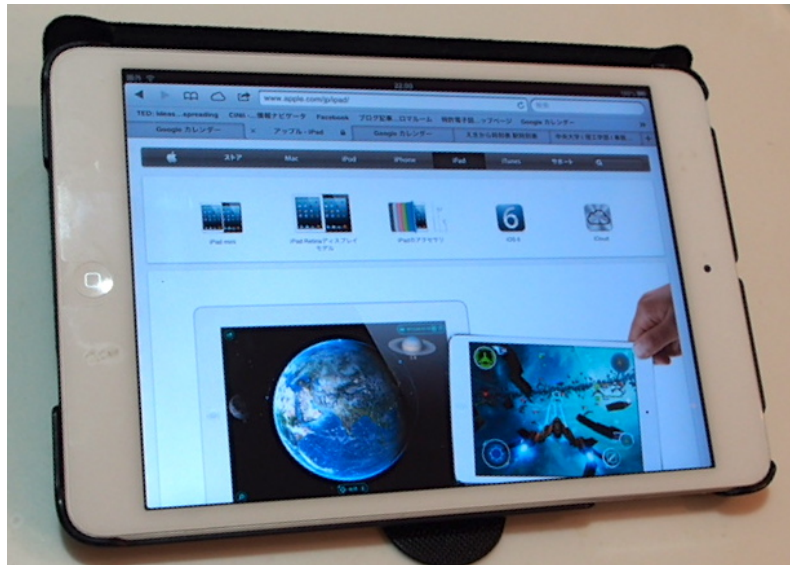
アラン・ケイの構想したダイナブックとは、GUIを搭載したA4サイズ程度の片手で持てるような小型のコンピュータで、子供に与えても問題ない低価格なものである。同時に、文字のほか映像、音声も扱うことができ、それを用いる人間の思考能力を高める存在であるとした。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/ダイナブック>

<http://www.mprove.de/diplom/gui/kay72.html>



# iPad



- アラン・ケイの着想・・・  
子供から老人まで簡単に使える・・・グラフィックスでコンピュータを操作するというコンセプトを具体化

# 模倣と創造

模倣対象	模倣方法	模倣結果
模範	学ぶ, Study: 調査研究、 Learn: 知識習得、 参考	剽窃、盗作、贋作、パクリ、Copy(写し)、Imitation(模倣)、Fake(偽造)、Dummy(替え玉)、Clone(クローン)、Replica(複製)、流行
	引用	Parody(パロディ) Homage(オマージュ)
	換骨奪胎 守破離	Original (独創)

# アイデア

- 「新しいアイデアだけでイノベーションが生まれるわけではない。そのアイデアを現実とする行為も等しく重要なのだ。」
- (Jobsは)「新しいアイデアが提示されると、意味がない、ばからしいとすぐ否定し、切り捨てる」、一方、
- 「そのアイデアが優れていた場合それを自分のアイデアであるかのように話す」

ウォルター・アイザックソン「Steve Jobs」講談社

# 特許を受ける権利

- 原始的取得者は発明者
- 発明者とは、当該発明の創作行為に現実に加担した者だけを指し、単なる補助者、助言者、資金の提供者あるいは単に命令を下した者は、発明者とはならない。

# 共同発明者

- 社内における複数当事者による発明
- 社内外における共同開発契約に基づく発明
- オープン・イノベーションによる発明
- [共同発明の判断基準] 発明は技術的思想の創作であるから、実質上の協力の有無は専らこの観点から判断しなければならない。思想の創作自体に関係しない者、たとえば、単なる管理者・補助者又は後援者等は共同発明者ではない。

# 共同発明者ではない場合の例

- 例1) 単なる管理者
- 例2) 単なる補助者
- 例3) 単なる後援者・委託者
- 例4) 着想と具体化の協力関係の問題
  - 新規着想者は発明者
  - 但し、着想を具体化せず公表した場合、その後、別人がこれを具体化して発明を完成させたとしても、着想者は共同発明者ではない(一体的・連続的な協力関係がないから)
  - 公知の着想を具体化して発明を完成させた者のみが発明者。
- 例5) 新着想を具体化した者は、その具体化が当業者にとって自明程度のことに属しない限り共同発明者。

# 発明を盗んだら？

- 1) 冒認出願・・・他人の発明について正当な権原を有しない者（発明者でも、発明者から特許を受ける権利を承継した者でもない者）が特許出願人となっている出願・・・拒絶理由を有する（特許法第49条第7号）  
。特許を受ける権利の共有者が、他の共有者と共同でしなかった特許出願（同法第38条共同出願違反、同法第49条第2号）

## 2) 真の権利者が採り得る手段

- ① 無効審判請求（特許法第123条第1項第2号、第6号）
- ② 損害賠償請求の可能性（民法第709条）。
- ③ 新規性喪失の例外を利用した新たな特許出願
- ④ 出願人名義の変更・特許権の移転登録手続
  - (a) 特許権設定登録前の出願人名義変更
  - (b) 特許権設定登録後の特許権の移転登録手続

# 特許出願手続きの概要

- 発明者・・・特許を受ける権利
- 出願 ・・・特許を受ける権利を有する者(承継人)
- 発明という技術的思想を特許請求の範囲に特定し、明細書に技術思想の具体例を書いて特許出願
- 審査請求を3年以内にと
- その後1から2年で審査・登録
- 通常、先行技術が引用されて拒絶理由を通知される
- 補正等に対応し、登録査定を受ければ特許となる

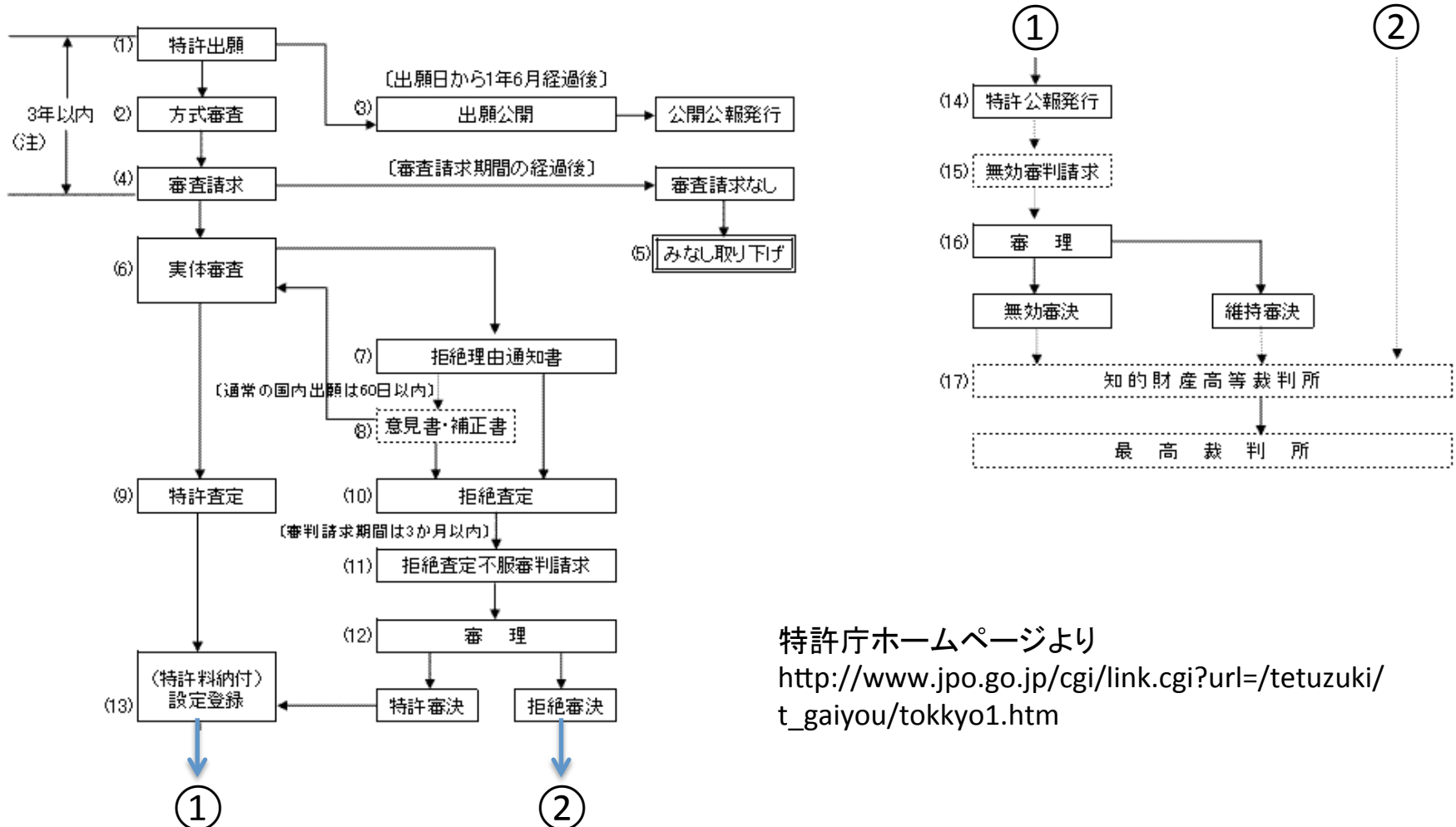


# 出願時に考えておくべきこと

---

- 権利化のメリットとデメリットを考える
  - 独占権を得る代償は公開
  
- 知財リスクの予見
  - 特に利用発明の場合・・・他人の先願特許を侵害

# 特許権取得手続き



特許庁ホームページより  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t\\_gaiyou/tokkyo1.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_gaiyou/tokkyo1.htm)

# 特許明細書

## 1. 法的・技術的にみると

- 発明開示手段
- 権利書
- 技術文献

## 2. 経済的にみると

- 可視化・形式化
- ビジネスツール

## 3. 本質は発明表現

明細書

発明の表現  
媒体

# 特許出願様式

【書類名】特許請求の範囲

【請求項1】

ここから書き始める

【請求項2】

ここから書き始める

【書類名】 要約書

【要約】(ここには記載せず)

【課題】

【解決手段】

【選択図】「図○」

【書類名】 図面

【図1】

【図2】

【書類名】明細書

【発明の名称】

【技術分野】

【0001】

ここから書き始める

(【背景技術】)

【0002】

(【先行技術文献】)

(【特許文献】)

【0003】

(【特許文献1】)

(【特許文献2】)

(【非特許文献】)

【0004】

(【非特許文献1】)

(【非特許文献2】)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

(【発明の効果】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【発明を実施するための形態】)

(【実施例】)

(【産業上の利用可能性】)

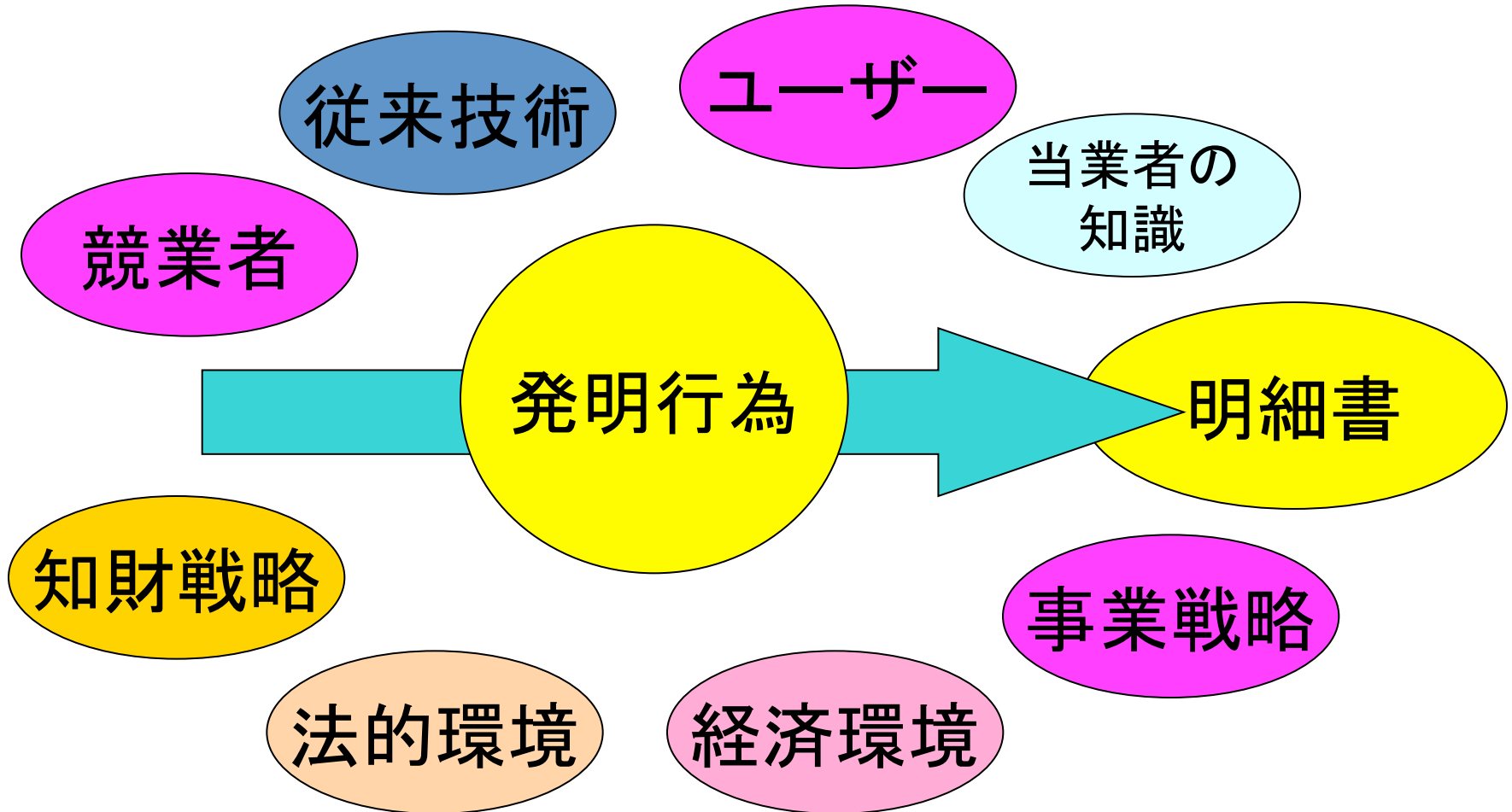
(【符号の説明】)

(【受託番号】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

# 明細書作成という行為の意味



# 明細書作成に必要な知識と能力

- 必要な知識
  - 技術(自然科学・機械・電気・化学他)
  - 法律(知財法・民法・民訴他)
  - 経営(事業戦略・マーケティング他)
- 必要な能力
  - 技術理解力(テクノロジーマインド)
  - 法律解釈力(リーガルマインド)
  - 経営センス(ビジネスマインド)
  - 論理思考能力(ロジカルシンキング)
  - 文章表現能力(リテラシー)

# 演習：もう一度発明してみる

---

- 前回、アイデア・カードを使った演習をもう一度ここで行う。
- 新規性の意味するものを考える

# Different

---

- 違いをどこにつけるのか？



# 請求の範囲を書いてみる

- 発明を構成する要素を記載する
- 一つのまとまった技術的効果を奏するために必要と思われる要素技術を拾い出す
- その要素技術のそれぞれがどのように関連して、当該効果を奏するのか、要素技術間の関係性を特定する

# 特許請求の範囲 (クレームドラフティング)

- 特許請求の範囲には、・・特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。（特36条5項）
- 「発明を特定するために必要と認める事項のすべて」って何？・・よくわからない。
- 発明を特定するためのガイドライン、基準となるルールを探す。
- 発明の何を書くの？
  - 発明の特徴？
  - 発明の構成？

# 発明の詳細な説明を書いてみる

- 発明の詳細を、具体的な実施形態を示しつつ、説明する。
- 当業者が発明を実施できる程度（特36条4項1号；実施可能要件）
- 請求項記載の発明の具体的情報を開示
- 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載されたものであること（特36条6項1号；サポート要件）

# 発明の詳細な説明には何を書く？

- ◆ 現行法「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載」する(特36条4項1号)
- ◆ 旧法「発明の詳細な説明にはその発明の属する技術分野における通常の知識を有するものが容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。」

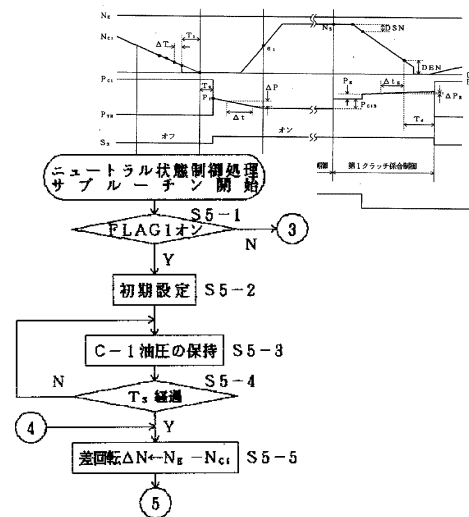
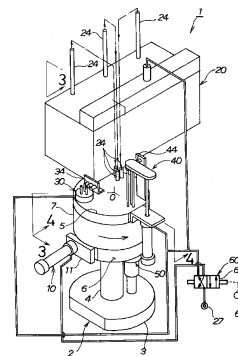
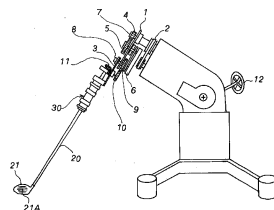
発明には「目的」「構成」「効果」がある

# 【図面】及び【図面の簡単な説明】

## 図面は優れた「発明開示手段」

- 構成を示す図
  - 斜視図・断面図・部分拡大図
  - 機能ブロック図
  - 構造図・回路図
- 作用・効果を示す図
  - フローチャート図
  - タイミングチャート
  - グラフ図

- 発明思想を示す図
- 実施形態を示す図



# 【要約書】

- 要約書は特許文献調査のために、発明(考案)の要点を迅速かつ的確に検索可能とするためのもの
- 必須の書類
- 代表的実施例に即して平易かつ簡潔に
- 400字以内・数式・化学式・表含めても可
- 選択図中の符号を入れること望ましい
- 選択図は発明の特徴点を示すもの

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】

【解決手段】

【選択図】

# 出願後

- 出願
- 出願公開
- 審査請求
- 拒絶理由通知・・・意見書・補正書の提出
- 登録査定
- 登録料納付
- (存続期間の延長も可能)
- 拒絶査定不服審判
- 無効審判
- 審決取消訴訟・侵害訴訟

# お疲れ様でした

---

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化 : <http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/>
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013